

秦野市総合計画審議会の運営に係る申し合わせ事項（案）

（趣旨）

- 1 秦野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の円滑な運営を期するため、委員相互間において次の事項を申し合わせる。

（会議の公開の原則）

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（会議の傍聴及び人数の制限等）

- 3 会議は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 4 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し又は審議の妨害となるような行為により、審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って傍聴者を退場させることができる。

（傍聴人の遵守事項）

- 5 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

（会議録）

- 6 会議録は、要旨をまとめて公開する。

（代理出席）

- 7 委員に代わって第3者が代理出席することはできない。

（中立性・公正性の確保）

- 8 審議会の委員は、会議での審議事項に関し、中立性及び公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、会長の承認を得て審議および議決を回避することができる。

（その他）

- 9 この申し合わせ事項に定めるもののほか、審議会の議事その他運営等に関し必要な事項が生じたときは、審議会の会議に諮って定める。

附 則

この申し合わせは、令和7年6月 日 から施行する。